

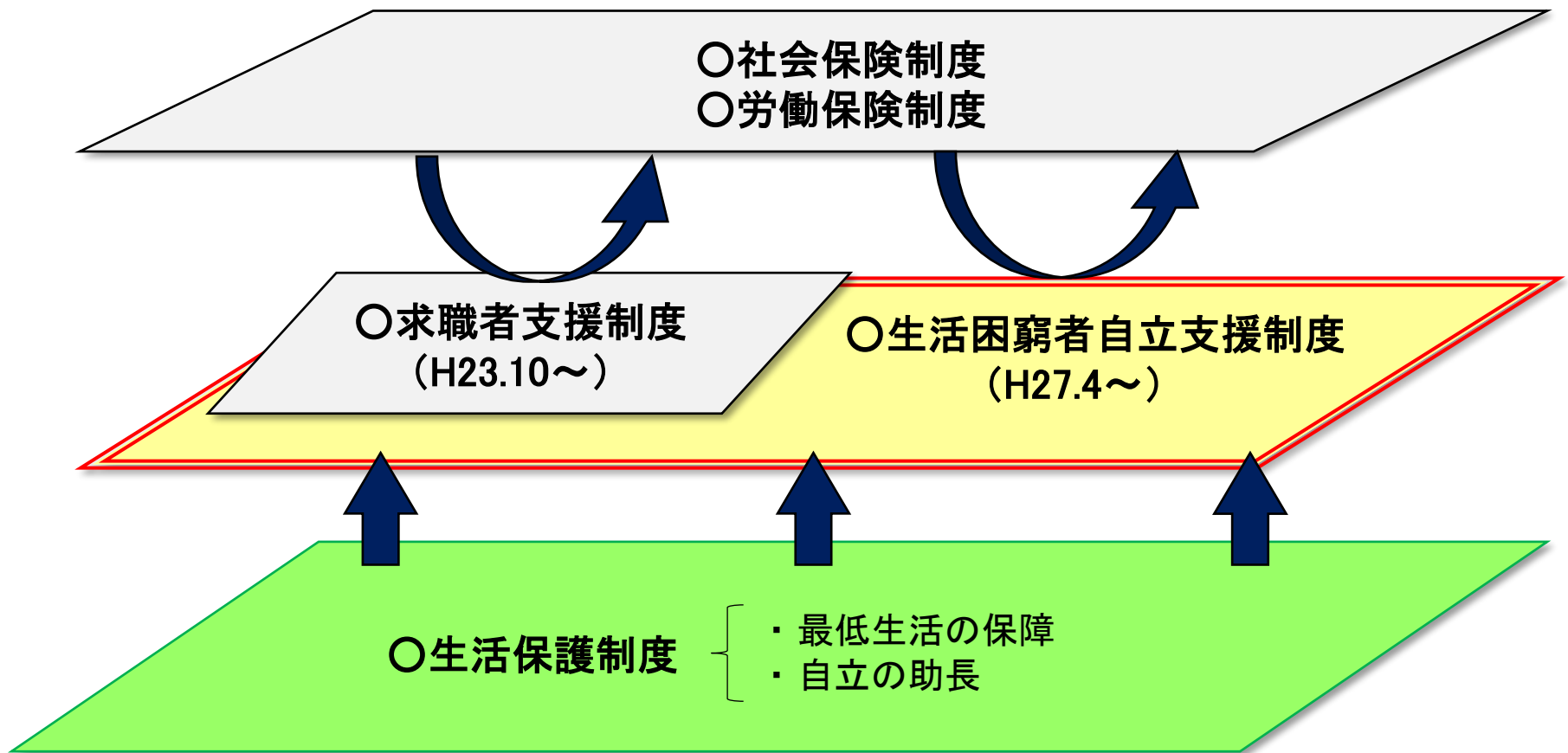
生活困窮者自立相談支援事業等 （生活困窮者自立相談支援事業費等負担金関係）

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円 R3年度予算:555億円
R4年度予算:594億円 R5年度予算:545億円

R6年度予算:531億円 うち負担金125億円

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国907福祉事務所設置自治体で1,381機関
(令和6年4月1日時点)

国費3/4

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費3/4

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費10/10

◇都道府県等による企業開拓・マッチング支援事業

- ・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング・定着までの一貫した支援
- ※ 農業分野との連携等地域の実情に応じた取組の促進

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

・緊急に衣食住の確保が必要な者
・居住に困難を抱え地域社会から孤立した者

◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費3/4

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援(シェルター事業)
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援(地域居住支援事業)

国費2/3

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

柔軟な働き方を必要とする者

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
- ※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化)

国費2/3

なお一般就労が困難な者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費1/2, 2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費1/2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
- ◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進等

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者



支援のポイント

- ☑ 相談に際して資産・収入に関する具体的な要件はなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応
- ☑ 生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発。

自立相談支援事業

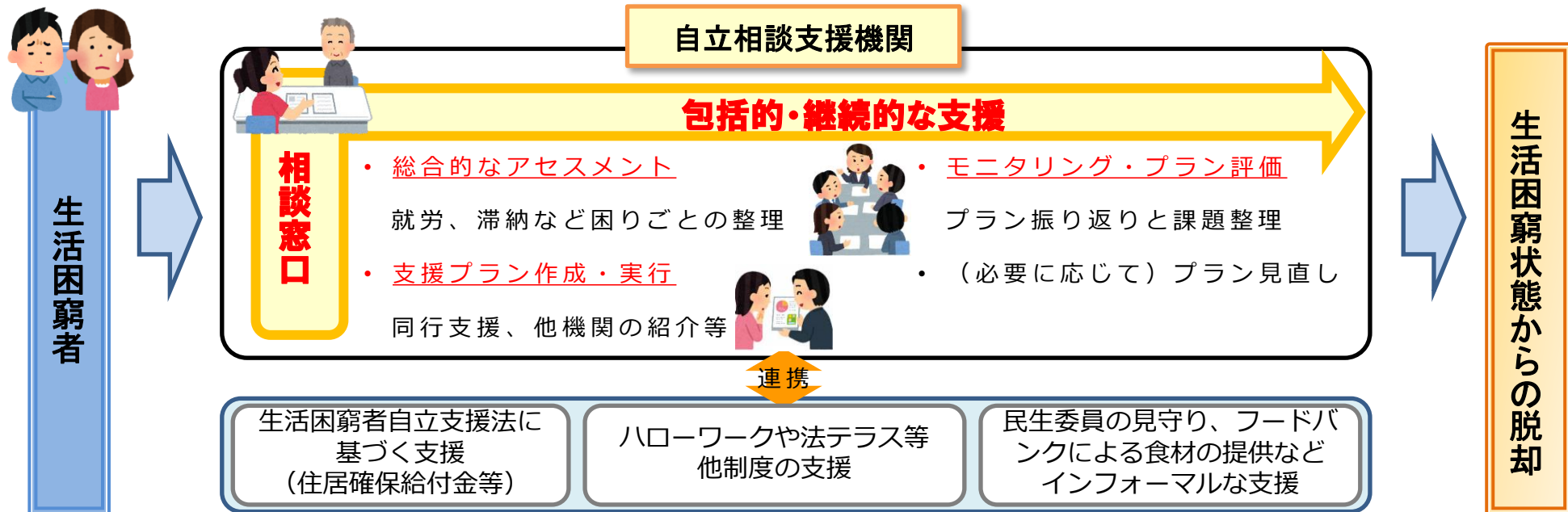
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- ・ 全国**1,381カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- ・ 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営＋委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- ・ 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※世田谷区の場合、区内5か所の福祉事務所に自立促進専門員を配置するとともに、自立相談支援機関を設置（1か所。自立相談支援(31.5名)、就労支援(15名)を配置）
※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



住居確保給付金

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、求職活動中における安定した住まいの確保を支援する。

1 事業の概要

支給対象者

以下①又は②の者

- ①離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ②自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

支給要件

一定の収入要件（※）、資産要件、求職活動要件あり

※市町村民税均等割＋家賃額程度の水準、特別区では単身13.8万円、2人世帯19.4万円

求職活動要件

原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ②公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づいて、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

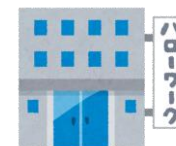
支給額

家賃額（住宅扶助額を上限）

（特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円）

支給期間

原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））



2 実施主体等

- 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、907自治体）

3 補助率

- 国3／4、自治体1／4

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

等

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

居住支援の強化

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- ・ 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- ・ 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- ➔ 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

改正内容

- ・ 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
- ・ 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- ・ 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- ➔ 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

改正内容

- ・ 住居確保給付金を拡充
※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- ・ 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
※衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- ・ 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

改正内容

- ・ 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
- ・ 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
- ・ 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- ・ 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- ・ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

改正内容

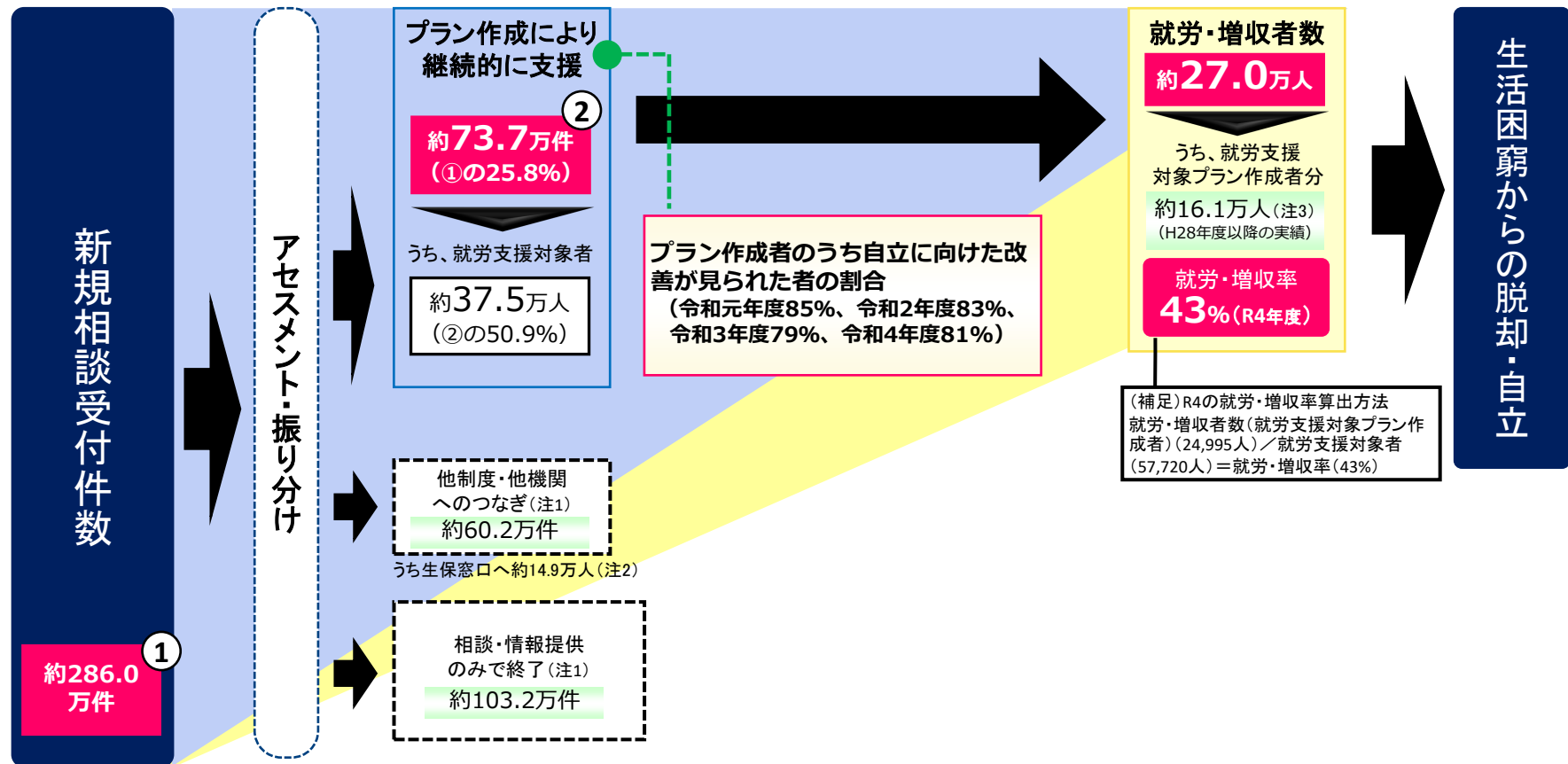
- ・ 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
- ・ 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
- ・ 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

生活困窮者自立支援法による支援の効果(H27～R4)

○施行後 8 年間での

- ・新規相談受付件数は、**約286.0万件**。
- ・継続的な支援のためプランを作成した件数は、**約73.7万件**。
- ・就労・増収につながった者は、**約27.0万人**。令和4年度の就労・増収率は**43%**。

○令和4年度において、プラン作成者のうち自立に向けた改善が見られた者の割合は**81%**。



【注1】新たな評価指標による調査(各年度集計値)をもとに「他制度・他機関へのつなぎ」「相談・情報提供のみで終了」の占有率を算出し、生活困窮者自立支援室で推計。令和2年度以降は統計システムより抽出。

【注2】新たな評価指標による調査より、「他制度・他機関へのつなぎ」の件数のうち、「福祉事務所(生活保護担当部署)」につないだ割合をもとに、生活困窮者自立支援室で推計した。令和2年度以降は統計システムより抽出。

【注3】平成28年度より実績把握を開始したため、平成28年度以降の実績(合計値)となる。

生活困窮者自立支援制度におけるKPIの見直しについて

- 生活困窮者自立支援制度のこれまでの支援状況を踏まえ、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）でKPIの見直しを行った。

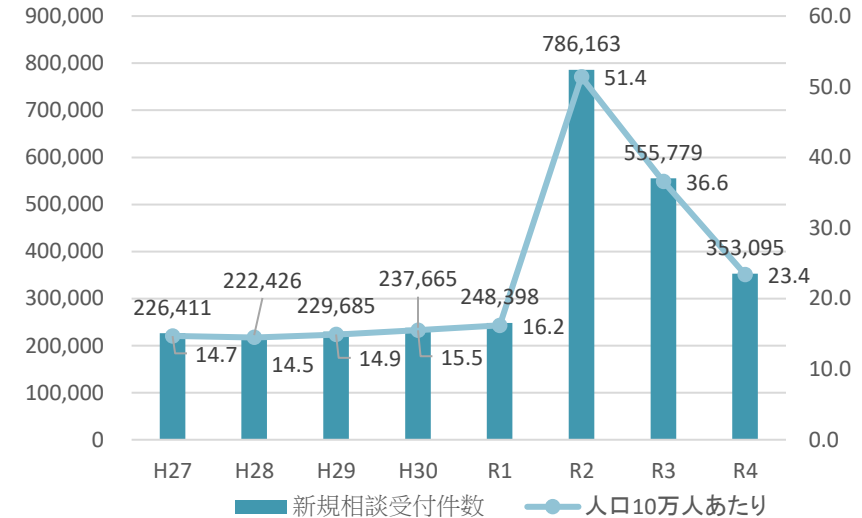
KPIとこれまでの実績

➤ 「新経済・財政再生計画改革工程表2022（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）」

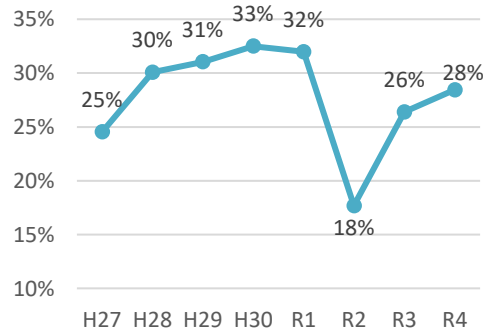
○ 再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進（④生活困窮者自立支援制度の着実な推進）
新規相談受付件数の目標値について、制度開始以降の実績及び特例貸付の償還開始による相談者の増加を見込み見直しを行った。

KPI項目	KPI
新規相談受付件数	【2025年度までに40万件】
自立生活のためのプラン作成件数	【年間新規相談件数の50%】
自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	【毎年度プラン作成件数の60%】
就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	【毎年度75%】
自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合	【毎年度90%】

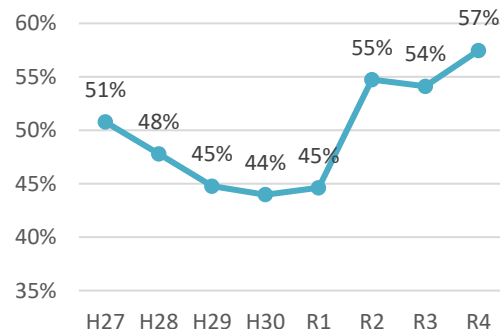
新規相談受付件数



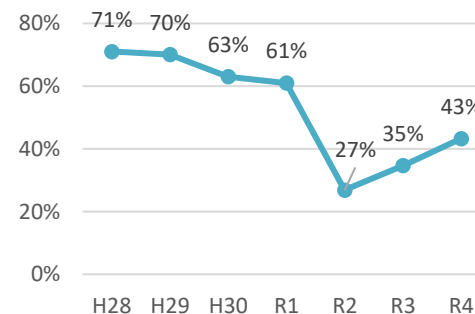
自立生活のためのプラン作成件数 (プラン作成件数／新規相談受付件数)



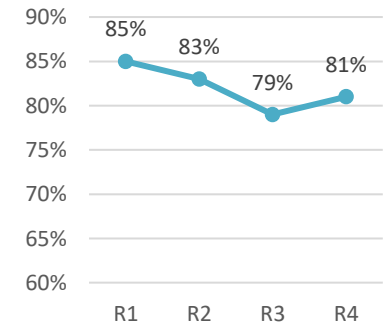
自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数 (自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数／プラン作成件数)



就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 (就労支援プラン対象者のうち就労・増収者数／自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数)

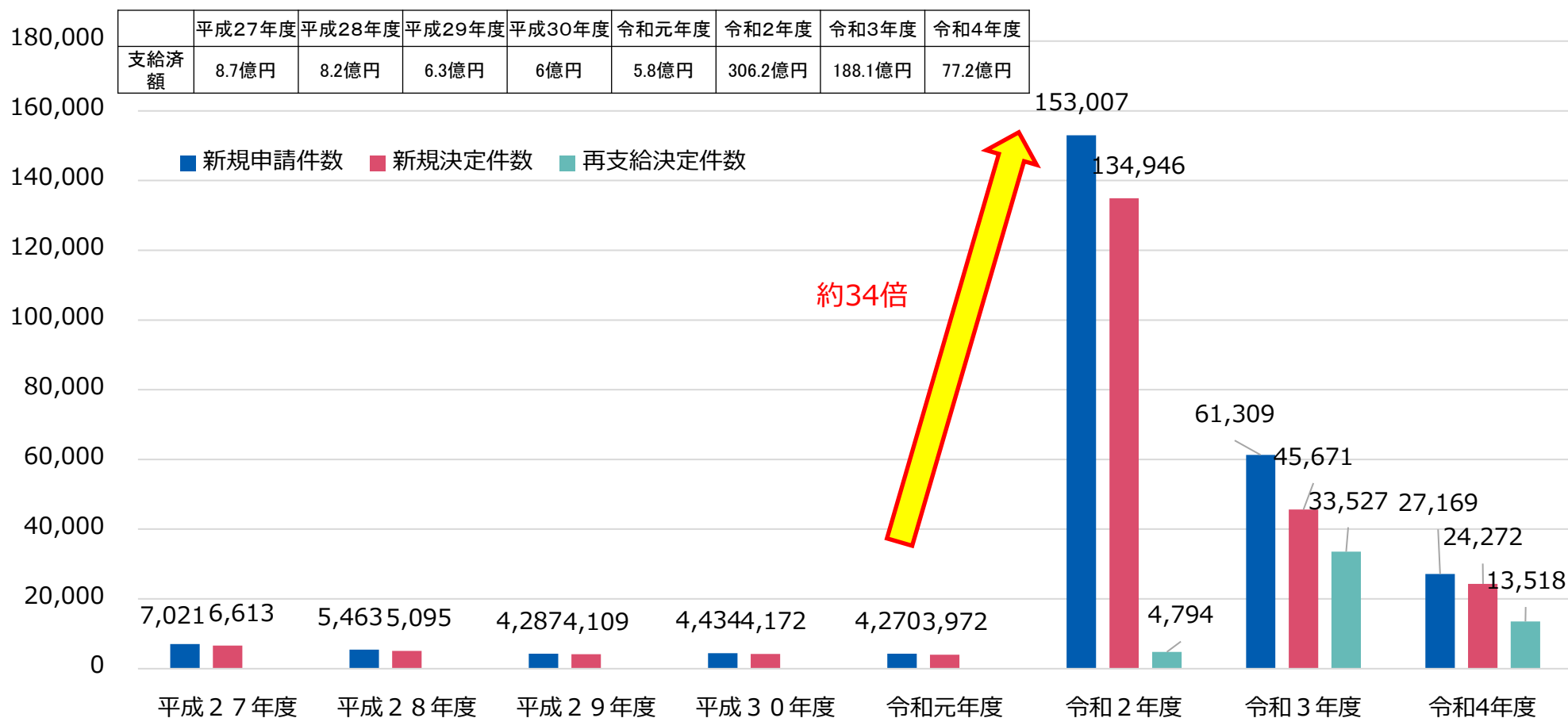


自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合



住居確保給付金の支給実績の年度別推移（平成27年度～令和4年度）

- 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、約4,000～7,000件で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、令和2年度は約135,000件に急増、令和3年度は約46,000件、令和4年度は約24,000件。また、特例措置である再支給決定件数について、令和2年度は約5,000件、令和3年度は34,000件、令和4年度は約13,500件となり、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。



論点

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会等の報告を踏まえた、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」において、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置等を講ずることとしているが、成果指標は本事業の効果測定にあたり適切なものとなっているか、改正を見据えて検討するべきではないか。

見直しの方向性

1 自立相談支援事業

法改正により、居住支援を強化することを踏まえ、その効果を確認するための成果指標（※）を追加することを検討する。

※例：福祉事務所設置自治体の自立相談支援事業における、住まいに関する相談体制の整備状況（短期アウトカム）
自立相談支援事業と住宅部局・居住支援法人等との連携状況（中期アウトカム）
居住支援に係るプラン作成者のうち、改善が見られた者の割合（長期アウトカム）
（現行の短期アウトカムに含まれている「自立に向けた改善が見られた変化」のうち、居住支援に関連する項目を活用）

2 住居確保給付金

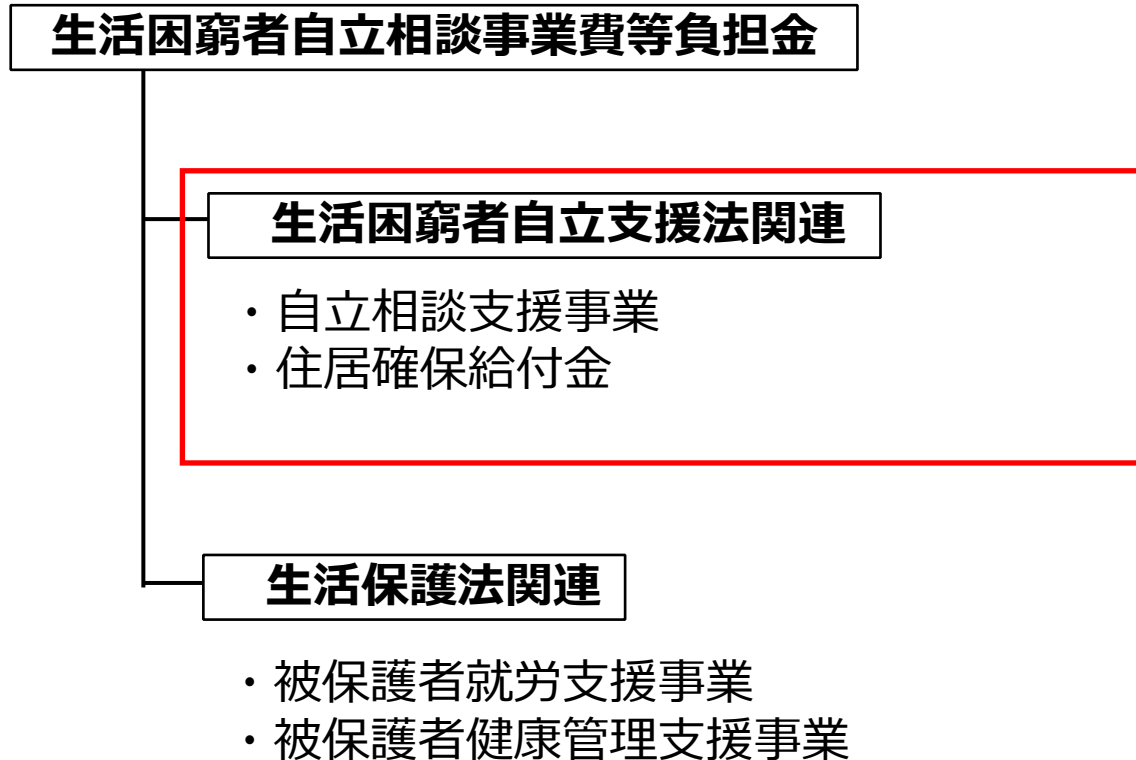
法改正により、住居確保給付金を拡充し、転居費用を支給することを踏まえ、その効果を確認するための成果指標（※）を追加することを検討する。

※例：転居費用の受給により、家計の改善につながった者の割合（長期アウトカム）

- 参考資料

生活困窮者自立相談支援事業費等負担金

○負担金は、以下の4事業に要する費用を交付の対象としている。



新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で見られた相談者層の多様化・相談内容の複雑化等や、単身高齢者世帯の更なる増加等の今後の見通しを踏まえ、これらの課題にも適切に対応できるよう、住宅確保要配慮者への切れ目のない支援体制の構築や子どもの貧困対策等をはじめとする、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを実現すべきである。

○居住支援について

現状・課題

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合も多い。
住まいの確保等に関する相談支援から緊急一時的な居所の確保、転居時、住まいが定まった後、退居時の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。
- 無料低額宿泊所について、事前届出制を導入し、規制を実施しているが、無届の施設もある。
- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立相談支援事業（困窮法）における住まい支援の明確化、重層的支援体制整備事業（社福法）における多機関協働や居住支援の活用が必要。
- 居住支援法人等が見守り等のサポートを行う住宅の仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して検討を進めることが必要。
- サポートを行う住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助（家賃）については、代理納付の原則化の検討を進めることが必要。
- 生活困窮者一時生活支援事業を実施するよう努めるものとともに、同事業におけるシェルターにおいて緊急一時的な居所確保の支援を行うこと、見守り等の支援（地域居住支援事業）の支援期間が1年を超える場合の状況に応じた柔軟な活用等が必要。
- 生活困窮者住居確保給付金について、新たに転居費用を補助することにより、安定的な居住に繋げることが必要。
- 無料低額宿泊所について、届出義務違反への罰則や、無届疑い施設に関する保護の実施機関から都道府県への通知の仕組みが必要。
- 福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの個別支援計画の作成を制度化する等の対応が必要。

福祉事務所について

福祉事務所とは

- 福祉六法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関であり、**都道府県及び市(町村は任意)に設置**されている。
- ※ 老人及び障害者福祉分野で施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲されたことから、都道府県の福祉事務所においては、従来の福祉六法から福祉三法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)を所管することとされた。
(平成2年の福祉八法の一部改正(老人及び身体障害者福祉分野)、平成12年の知的障害者福祉法の一部改正)

(参考)福祉事務所の設置状況					(令和6年4月1日現在)
設置主体	都道府県	一般市(特別区含む)	政令・中核市	町村	計
設置自治体数	45	733	82	47	907
福祉事務所数	203	742	252	47	1, 244

主な配置職員

所 員 等	職 務
1 所の長	都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)の指揮監督を受けて、所務を掌理する。
2 指導監督を行う所員 (社会福祉主事)	所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を司る。
3 現業を行う所員 (社会福祉主事)	所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要性の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を司る。
4 事務を行う所員	所の長の指揮監督を受けて、所の庶務を司る。

※ 福祉事務所の所員の定数は、**条例**で定める。ただし、**現業を行う所員**の数は、各福祉事務所につき、被保護世帯数に応じた**標準数(市部80対1、郡部65対1)**を参考として定めるものとしている。

(注) 現業を行う所員については、従来は法律で配置すべき最低数が定められていたが、地方分権一括法による改正で、平成12年度以降、標準配置数として定められており、**各自治体では、地域の実情に応じて人員配置を行うことが可能**になっている。

生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保 (必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し)

令和6年度当初予算 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の実施
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、支援会議を活用した地域づくりの取組等を実施している場合

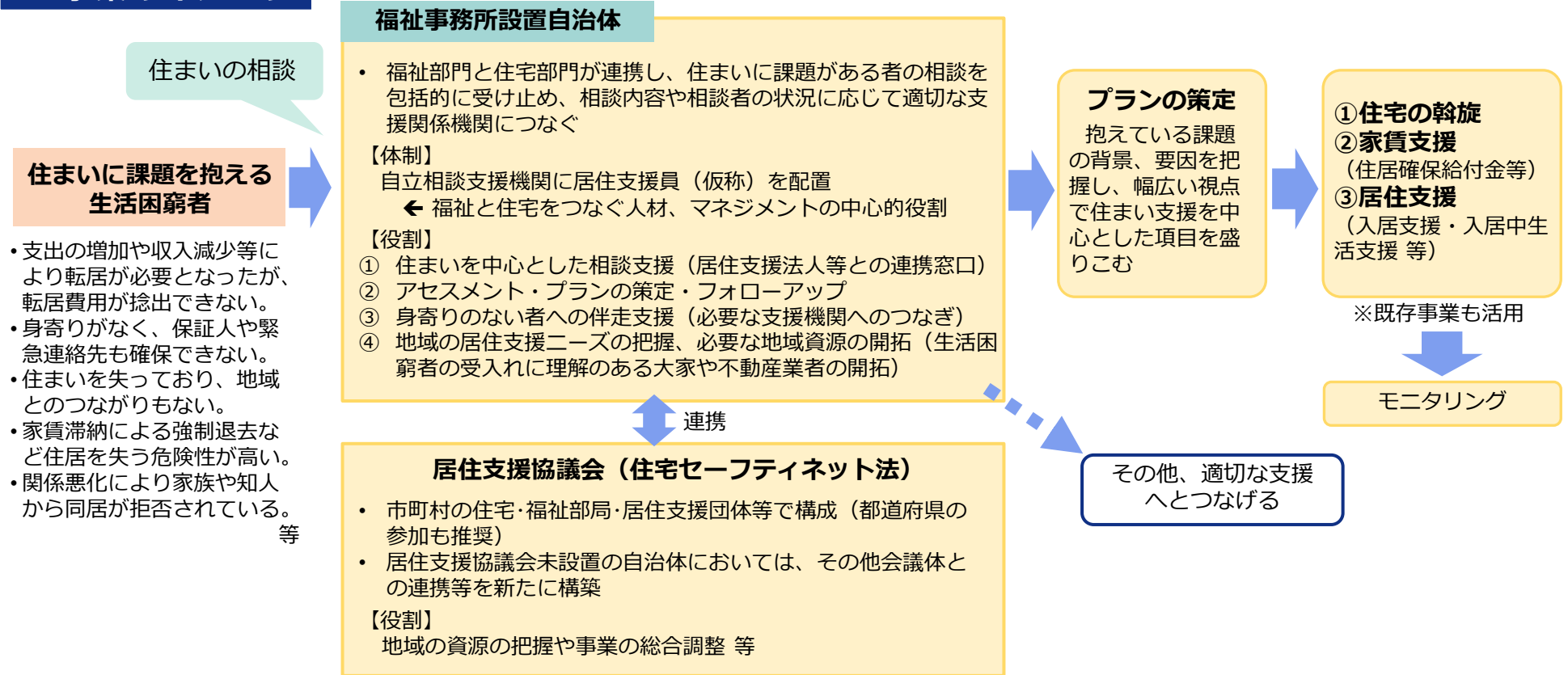
3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） 負担率：3／4

1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ



3 実施主体等

【実施主体】：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可
【補助率】：国 3 / 4、福祉事務所設置自治体 1 / 4

居住支援法人の概要

住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

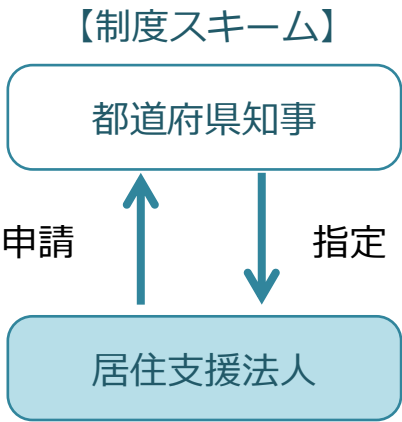
<居住支援法人の行う業務>

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

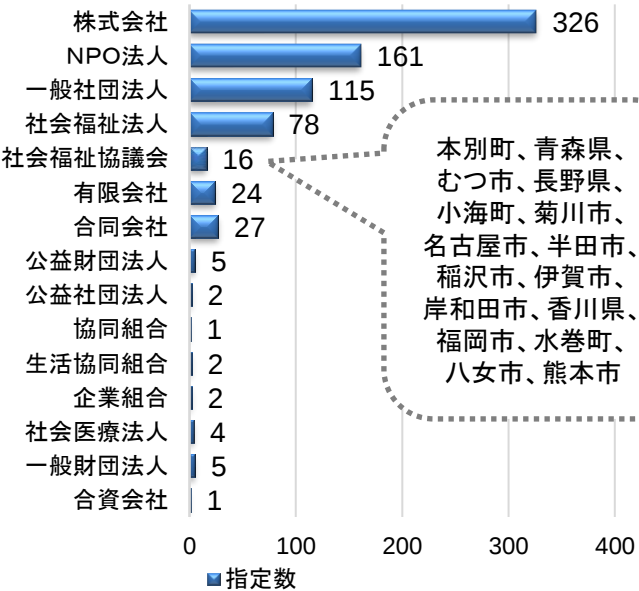
<居住支援法人に指定される法人>

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社

指定状況：769法人（R5.12末時点）



■ 法人属性別



居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会を設立

<居住支援協議会による主な活動内容>

- ・会議での協議、情報交換
- ・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談事業、物件の紹介
- ・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介 等

設立状況：136協議会（全都道府県、94市区町）（R5.12末時点）

